

2021年11月11日 全16頁

バーゼルⅢの最終合意の告示案

信用リスク・アセットの算出手法の見直し

2023年3月期から適用。内部モデルを用いない国内行は1年延期可

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2021年9月28日、金融庁が、「バーゼルⅢの最終合意」を踏まえた、銀行の自己資本比率規制の改正案等を公表した。原則として2023年3月31日から適用されるが、一定の国内基準行は適用を1年延期できる。
- 標準的手法ではリスク・ウェイト(RW)が大幅に見直され、株式は5年間で段階的に250%（又は400%）に引き上げられる一方、事業法人向け債権の一部はRWが引き下げられる。住宅ローンはLTV比率（＝ローン残高÷担保価値）に応じたRWが設定される。
- 内部格付手法では、株式、金融機関・売上高500億円超の事業法人向け債権について利用が制限されるほか、「資本フロア」が導入され、自己資本比率の分母の圧縮額が一定限度に制限される。
- 見直しの影響として、株式のRW引き上げによる自己資本比率の低下が注目されている。ただ、銀行が保有する事業法人向け債権の額は株式と比較して大きく、その一部のRWが引き下げられるため、株式による自己資本比率の低下の影響が一定程度相殺される。

<目次>

1. はじめに	p. 1
2. 概要	p. 2
3. 標準的手法の見直し	p. 3
4. 内部格付手法の見直し	p. 11
5. 資本フロアの導入	p. 13
6. 適用時期	p. 14
7. 見直しによる自己資本比率への影響	p. 14

1. はじめに

2021年9月28日、金融庁が「バーゼルⅢの最終規則」（2017年12月にバーゼル銀行監督委員会で合意）等を踏まえた[銀行に対する自己資本比率規制の告示の改正案（以下、「告示改正案」）](#)等を公表した。告示改正案は、主に信用リスク、CVA（信用評価調整）リスク、マーケット・リスクに関して見直しを行うものである。本稿では、信用リスクに関する見直しとその影響について、標準的手法を中心に解説する。

2. 概要

まず、標準的手法に関して、告示改正案における主な見直しは図表1の通りである。

図表1 標準的手法の主な見直し

		現行告示	告示改正案
リスク・ウェイト (RW) の見直し			
金融機関向け債権		設立国政府の格付を参照、RW=20~150% (我が国の金融機関向け債権は RW=20%)	貸出先 の格付 (※1) 又は自己資本比率規制等の充足度を参照、RW=20~150%
事業法人向け債権		格付を参照、RW=20~150% (無格付の場合、100%)	格付を参照、RW=20%~150% (BBB の場合の RW を 100% から 75% に引下げ。無格付の場合、中堅中小企業は 85% 、それ以外は 100%)
リテール (中小企業、個人向け)		中小企業・個人：RW=75%	適格中堅中小企業 (※2) ・個人：RW=75% (一定の場合 (※3) は 45%)
株式		RW=100%	RW= 250% (※4) (投機的な非上場株式： 400%)
劣後債	国際行 が保有	金融機関発行：RW=100% 事業法人発行：格付を参照	一律、RW= 150%
	国内行 が保有	金融機関発行：RW=250% 事業法人発行：格付を参照	金融機関発行：RW=250% 事業法人発行：RW= 150%
TLAC 債・ 同順位債	国際行 が保有	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控除とならなかった部分は、金融機関向け債権	ダブル・ギアリング規制の対象。資本控除とならなかった部分は、RW= 150%
	国内行 が保有	自らの自己資本の 5% 相当額まで、金融機関向け債権。当該額を超える部分は、RW=150%	一律、RW= 150% (※5)
住宅ローン	自己居 住用	抵当権で完全に保全されている場合、 RW=35%	LTV 比率 (※6) を参照、RW= 20%~70% (国内行は、LTV 比率によらず、RW=35% /75% も可)
	賃貸用	抵当権で完全に保全されていない場合、 RW=75%	LTV 比率を参照、RW= 30%~105% (国内行は、LTV 比率によらず、RW=75% /105% も可)
事業用不動産 関連債権		RW=100%	LTV 比率を参照、RW= 70%~110%
与信相当額の算出方法の見直し			
コミットメントの 掛目		・ 無条件で取消可能=0% ・ その他=20% (1 年以内)、50% (1 年超)	・ 無条件で取消可能= 10% (※7) ・ その他=40%

(※1) 暗黙の政府支援を勘案していないものを用いなければならない (ただし、この措置は 5 年間不適用)。

(※2) 適用日から 6 年間は、現行告示の中小企業に該当すれば、中堅中小企業と扱うことができる。

(※3) クレジット・カード与信のうち過去 12 カ月間に返済遅延のない債務者向け与信、又は、過去 12 カ月間に引出実績のない当座貸越。

(※4) 5 年間で段階的に引き上げ (内部モデルを用いない国内基準行は、引き上げ時期を 1 年延期可)。

(※5) 2019 年 3 月 31 日以前から継続保有している TLAC 債は、2029 年 3 月 30 日まで (現行告示の下での) 金融機関向け債権と扱うことができる。

(※6) LTV (Loan To Value) 比率は、不動産関連債権の額を担保価値の額 (不動産額) で割った比率。

(※7) 個人向けのクレジットカードに係るものに関して、内部モデルを用いない国内基準行については、5 年かけて段階的に引き上げ (引き上げ時期を 1 年延期可)。

(出所) 現行告示、告示改正案を基に大和総研作成

次に、内部格付手法については、株式や、金融機関、売上高 500 億円超の事業法人向けエクスポージャーについて内部格付手法の利用が制限されるほか、パラメータの見直しが行われている。さらに、「資本フロア」が導入され、内部格付手法等を使用した場合の自己資本比率の分母に対して下限（標準的手法等で算出した額の一定割合）が設定され、内部格付手法等を使用した場合の自己資本比率の分母の圧縮額が一定限度に制限される。

改正告示は、原則として 2023 年 3 月 31 日から適用される。ただし、「内部モデルを用いない国内基準行」（後述）は、1 年間、適用時期を延期（2024 年 3 月 31 日から適用）することができる。

3. 標準的手法の見直し

(1) 金融機関向けエクスポージャー

銀行・銀行持株会社（外国銀行を含む）、信用金庫、信用協同組合等の「金融機関」向けエクスポージャーの RW は、現行告示では、設立国の「政府」に対する格付に応じて決定され、我が国の金融機関向けエクスポージャーの RW は 20% である。

(ア) 金融機関向けエクスポージャーに格付が付されている場合

告示改正案では、金融機関向けエクスポージャーの RW は、（設立国の政府ではなく）金融機関に対する格付に応じて図表 2 のようになる¹（告示改正案 63①～③）。

図表 2 金融機関向けエクスポージャー（有格付）の RW

信用リスク区分	AAA+～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満
長期債権	20%	30%	50%	100%	150%
短期債権（※）	20%	20%	20%	50%	150%

（※）満期まで 3 カ月以内（貿易取引関連債権の場合、満期まで 6 カ月以内）の債権。

（出所）告示改正案を基に大和総研作成

上記の格付は、暗黙の政府支援を勘案していないものを用いなければならない（告示改正案 63④）。ただし、経過措置が認められ、改正告示の適用日（2023 年 3 月 31 日）から 5 年間は、暗黙の政府支援を勘案した格付も用いることができる（附則 6）。

(イ) 金融機関向けエクスポージャーが無格付の場合

金融機関向けエクスポージャーに格付が付されていない場合、その金融機関の自己資本比率規制等の充足度に応じて設定されるグレードに基づき図表 3 のようになる（告示改正案 63⑥～⑩）。

¹ デュー・ディリジェンス分析の結果、格付が示す信用状態よりもリスクが高いと評価する場合、格付に対応する信用リスク区分よりも、一段階以上、下位の RW を適用することが求められる（告示改正案 63⑤）。

図表3 金融機関向けエクスポージャー（無格付）のRW

グレード区分	グレード区分の定義 (以下を満たす場合(※1)に該当)	RW	
		長期債権	短期債権(※2)
A	①債務履行能力を有し、経済状況・事業環境が悪化した場合にもその能力を継続して維持することが見込まれる ②国際統一基準行：自己資本比率の水準が「最低水準+資本バッファ」以上(※3)で、レバレッジ比率が3%以上 ③国内基準行：自己資本比率の水準が最低水準(4%)以上	40% (一定の場合(※4)、30%にできる)	20%
B	①債務を履行する能力に疑義が生じていない ②国際統一基準行：自己資本比率の水準が最低水準以上(※5) ③国内基準行：自己資本比率の水準が最低水準(4%)以上	75%	50%
C	①債務履行能力に疑義がある、又はすでに債務を履行できない状態にある ②自己資本比率の水準が最低水準未満 ③直近1年間に、外部監査人が、財務諸表に関して不適正意見を表明、又は継続企業の前提に重大な疑義を表明	150%	150%

(※1) グレードA・Bは、①及び、②と③のいずれか、グレードCは、①～③のいずれかに該当した場合。

(※2) 満期まで3カ月以内(貿易取引関連債権の場合、満期まで6カ月以内)の債権。

(※3) 普通株式等Tier1比率が7%以上、Tier1比率が8.5%以上、総自己資本比率が10.5%以上(便宜上、カウンターシクリカル・バッファは考慮していない)。

(※4) 国際統一基準行の場合、普通株式等Tier1比率が14%以上で、レバレッジ比率が5%以上の場合(国内基準行については、該当する場合が定められていない)。

(※5) 普通株式等Tier1比率が4.5%以上、Tier1比率が6%以上、総自己資本比率が8%以上。

(出所) 告示改正案を基に大和総研作成

(ウ) 第一種金融商品取引業者・保険会社への準用

第一種金融商品取引業者又は保険会社が、銀行の自己資本比率規制(又は類似の規制)の適用を受ける場合、それらに対するエクスポージャーのRWは、(ア)(イ)と同様となる(告示改正案64、64の2)。

(2) 法人等向けエクスポージャー

告示改正案では法人等²に対するエクスポージャーのRWは図表4の通り³(告示改正案65①)。

図表4 法人等向けエクスポージャーのRW

信用リスク区分	AAA+ ～AA-	A+ ～A-	BBB+ ～BBB-	BB+ ～BB-	BB- 未満	無格付	
						中堅中小企業等	その他
告示改正案	20%	50%	75%	100%	150%	85%	100%
(参考) 現行告示	20%	50%	100%	100%	150%	100%	100%

(出所) 現行告示、告示改正案を基に大和総研作成

² 会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む)。

³ デュー・ディリジェンス分析の結果、格付が示す信用状態よりもリスクが高いと評価する場合、格付に対応する信用リスク区分よりも、一段階以上、下位のRWを適用することが求められる(告示改正案65②)。

格付が BBB+～BBB- の場合、及び無格付で「中堅中小企業等」(売上高(連結)が 50 億円未満⁴⁾)に該当する場合について、現行告示から RW が引き下げられる。なお、後述(3)の通り、中堅中小企業等向けエクスポージャーのうち一定の要件を満たすものは、(図表 4 の RW ではなく)「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」として 75% (又は 45%) の RW を適用できる。

(3) リテール向けエクスポージャー

現行告示では、「中小企業等」(資本金が 3 億円以下の一定の法人等)向けエクスポージャーと個人向けエクスポージャーのうち一定の要件を満たすものについて、RW を 75% とすることができる(現行告示 68①)。

告示改正案では、対象が「中堅中小企業等」(売上高(連結)が 50 億円未満⁵⁾)向けエクスポージャーと個人向けエクスポージャーのうち、以下の全ての要件を満たすものについて、RW を 75% とすることができる⁶⁾(告示改正案 67①)。

- ①一債務者に対するエクスポージャー(※1)の合計額(※2)が、1 億円以下(※3)。
- ②一債務者に対するエクスポージャー(※1)の合計額(※2)が、個人向けエクスポージャーと上記①を満たす中堅中小企業等向けエクスポージャー(※4)の合計額の 0.2% 以下(※3)。

(※1) 自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー(後述)を除く。

(※2) オフ・バランス取引の与信相当額を含み、信用リスク削減手法の適用前のエクスポージャーの額。ただし、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除する。

(※3) 銀行が、複数の債務者の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一債務者とみなす。

(※4) 延滞エクスポージャー(後述)を除く。

上記①②の要件を満たす中堅中小企業等向けエクスポージャーと個人向けエクスポージャーのうち、以下に該当するものについては、RW を 45% とすることができる(告示改正案 67③)。

- (A) (商品・サービスの購入による)クレジット・カードの利用に係るエクスポージャーで、過去 12 カ月間にわたり、遅滞なく、定められた時期に返済が履行されているもの
- (B) 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意で判断で変動しうるエクスポージャー(※)で、過去 12 カ月間にわたり、債務の残高が 0 であるもの

(※) コミットメント以外のエクスポージャー。

前述の通り、個人以外のリテール向けエクスポージャーは、現行告示では「中小企業等」向けエクスポージャーとされているが、告示改正案では「中堅中小企業等」向けエクスポージャーに変更されるため、銀行は新たに「中堅中小企業等」向けエクスポージャーの額を把握する必要が生じる。

この点について経過措置が設けられ、銀行が標準的手法採用行で国内基準行である場合は、改

⁴⁾ 卸売業など、事業規模を判断するのに売上高が適切でない場合は、総資産が 50 億円未満の法人等が該当。

⁵⁾ 脚注 4 参照。

⁶⁾ ただし、個人向けエクスポージャーのうち、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なるものは、為替リスクの 9 割以上がヘッジされていなければ、1.5 倍した RW (112.5%) を適用する(告示改正案 77 の 2)。

正告示の適用日（2023年3月31日）から**6年間**は、現行告示の「中小企業等」向けエクスポージャーに該当すれば、それを告示改正後の「中堅中小企業等」向けエクスポージャーと扱い、75%又は45%のRWを適用することが認められる（附則7）。

（4）株式

現行告示では、株式のRWは100%である（現行告示76）。

告示改正案では、株式（及び株式と同等の性質を有するもの⁷）のRWは、原則として**250%**、「投機的な非上場株式」は**400%**とされる。ただし、RWは段階的に引き上げられ、さらに「内部モデルを用いない国内基準行」（後述）は、引き上げ時期を1年延期できる（告示改正案76①、附則10①③）。

図表5 株式のRWの段階的引き上げ

	2023/3/31 ~ 2024/3/30	2024/3/31 ~ 2025/3/30	2025/3/31 ~ 2026/3/30	2026/3/31 ~ 2027/3/30	2027/3/31 ~ 2028/3/30	2028/3/31 ~ 2029/3/30	2029/3/31 ~
原則	100% (100%)	130% (160%)	160% (220%)	190% (280%)	220% (340%)	250% (400%)	250% (400%)
改正告示の適用を1年延期した場合	100% (100%)	100% (100%)	130% (160%)	160% (220%)	190% (280%)	220% (340%)	250% (400%)

（注）カッコ内の数値は、投機的な非上場株式のRW。

（出所）告示改正案を基に大和総研作成

上記の「投機的な非上場株式」は、以下のものが該当する。ただし、企業再生を目的とするもの、長期的な顧客取引の一部であるもの（政策保有株式はこれに該当し得ると考えられる）は除かれる（告示改正案76③）。

- ①短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資
- ②金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資

（5）不動産関連エクスポージャー

（ア）自己居住用不動産向けエクスポージャー

（i）原則的扱い

現行告示では、一定の要件を満たす住宅ローンは、債務者の自己居住目的の住宅に限らず、賃貸目的（アパート・ローン）の場合も「抵当権付住宅ローン」として35%のRWを適用する（現行告示69）。一方、告示改正案では、住宅ローンは「自己居住用不動産向けエクスポージャー」と「賃貸用不動産向けエクスポージャー」に分けられ、後者にはより大きなRWを適用する。

⁷ 告示改正案76②で定義されている。

告示改正案では、以下の要件の全てを満たす住宅ローンに係るエクスポージャーは「自己居住用不動産向けエクスポージャー」とされる。所定の適格性の要件⁸を満たす場合、「LTV 比率」に応じて図表 6 の RW が適用される。一方、適格性の要件を満たさない場合、**75%**の RW が適用される（告示改正案 68①②）⁹。

- | |
|--------------------------------------|
| ①個人向けの貸付けであること |
| ②抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（※）であること |
| ③資金使途が住宅の建設、取得又は増改築に限定されていること |
- （※）別荘その他これに類するものを除く。

図表 6 自己居住用不動産向けエクスポージャー（適格）の RW

LTV 比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
RW	20%	25%	30%	40%	50%	70%

（出所）告示改正案を基に大和総研作成

LTV 比率は、(a)自己資本比率の算出日時点のエクスポージャー（信用リスク削減手法の適用前）の額を、(b)「信用供与の実行時点」における担保物件の価値¹⁰、で割った値である（告示改正案 68④）。例えば、(a)が 3,000 万円で(b)が 4,000 万円の場合、LTV 比率は 75%（=3,000 万円÷4,000 万円）となる。

（ii）国内基準行の特例

国内基準行である標準的手法採用行には、自己居住用不動産向けエクスポージャーについて簡易的な扱いが認められる。具体的には、適格性の要件を満たす自己居住用不動産向けエクスポージャー¹¹について、抵当権により完全に保全されている場合は **35%**の RW¹²、抵当権により完全に保全されていない場合は **75%**の RW を適用することができ、LTV 比率の算出が不要となる（告示改正案 68 の 2①）。

⁸ 抵当権が原則として第一順位であること、債務者の返済能力が適当であること、担保物件の価値評価に健全かつ保守的な算定基準が設けられていること、信用リスクの監視に必要な情報に関する文書が作成されていることが定められている（他の不動産関連エクスポージャーと異なり、物件の建設が完了していることは求められない）（告示改正案 68③）。

⁹ ただし、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる場合、為替リスクの 9 割以上がヘッジされていなければ、1.5 倍した RW を適用する（告示改正案 77 の 2）。

¹⁰ (b)の額（「信用供与の実行時点」における額）が不明な場合のために、以下の措置が設けられている。国内基準行である標準的手法採用行は、上記(b)の担保物件の価値の算出時点は「信用供与の実行時点」に限定されていない（算出時点は明らかにされていない）（告示改正案 70 の 5）。また、国際統一基準行・内部格付手法採用行は、2023 年 3 月 31 日に保有するエクスポージャーについては、（信用供与の実行時点ではなく）2023 年 3 月 31 日の前の直近の物件の価値評価額を用いることができる（附則 8①）。

¹¹ 適格性の要件を満たさない場合、75%の RW を適用する（告示改正案 68 の 2②）。

¹² 2007 年 3 月 31 日に保有していた既存の住宅ローンについては、「住宅ローンの実行時点」で抵当権により完全に保全されている場合に 35%の RW を適用できる（附則 9）。

(イ) 賃貸用不動産向けエクスポージャー

(i) 原則的扱い

告示改正案では、以下の要件の全てを満たす住宅ローンに係るエクスポージャーは「賃貸用不動産向けエクスポージャー」とされる。所定の適格性の要件¹³を満たす場合、図表7のRWが適用され、適格性の要件を満たさない場合、**150%**のRWが適用される（告示改正案69①②）。

- ① 抵当権が設定されている住宅が、賃貸に供する目的であり、かつ、資金使途が住宅の建設、取得又は増改築に限定されていること
- ② 以下のいずれにも該当しないこと
 - (a) 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー
 - (b) 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー
- ③ 返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していること

図表7 賃貸用不動産向けエクスポージャー（適格）のRW

LTV 比率	50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
RW	30%	35%	45%	60%	75%	105%

（出所）告示改正案を基に大和総研作成

(ii) 国内基準行の特例

国内基準行である標準的手法採用行には、賃貸用不動産向けエクスポージャーについて簡易的な扱いが認められる。具体的には、適格性の要件を満たす賃貸用不動産向けエクスポージャー¹⁴について、抵当権により完全に保全されている場合は**75%**のRW¹⁵、抵当権により完全に保全されていない場合は**105%**のRWを適用することができ、LTV比率の算出が不要となる（告示改正案69の2①）。

(ウ) 事業用不動産関連エクスポージャー

告示改正案では、以下の要件の全てを満たす、不動産の建設、取得又は運用を目的とした事業向けのエクスポージャーは「事業用不動産関連エクスポージャー」とされる。適格性の要件¹⁶を満たす場合、図表8のRWが適用され、適格性の要件を満たさない場合、**150%**のRWが適用される（告示改正案70①②）。

- ① 信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること
- ② 返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していること

¹³ 物件の建設が完了していること、抵当権が原則として第一順位であること、債務者の返済能力が適当であること、担保物件の価値評価に健全かつ保守的な算定基準が設けられていること、信用リスクの監視に必要な情報に関する文書が作成されていることが定められている（告示改正案69③）。

¹⁴ 適格性の要件を満たさない場合、150%のRWを適用する（告示改正案69の2②）。

¹⁵ 2007年3月31日に保有していた既存の住宅ローンについては、「住宅ローンの実行時点」で抵当権により完全に保全されている場合に75%のRWを適用できる（附則9）。

¹⁶ 脚注13参照。

図表 8 事業用不動産関連エクスポージャー（適格）の RW

LTV 比率	60%以下	60%超 80%以下	80%超
RW	70%	90%	110%

（出所）告示改正案を基に大和総研作成

（エ） その他不動産関連エクスポージャー

以下の要件の全てを満たす、不動産の建設、取得又は運用を目的とするエクスポージャーで、適格性の要件¹⁷を満たすものは「その他不動産関連エクスポージャー」とされ、RWを60%とすることができる（告示改正案70の2①）。

- ①自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー又は事業用不動産関連エクスポージャーではないこと
- ②信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていること
- ③LTV 比率が60%以下であること

（6） 特定貸付債権向けエクスポージャー

いわゆるプロジェクト・ファイナンス（発電プラント等の特定の事業に対する信用供与で、返済原資が事業からの収益に限定されるもの）等は、告示改正案では「特定貸付債権向けエクスポージャー」と呼ばれる。

特定貸付債権向けエクスポージャーは、格付¹⁸が付されている場合、そのRWは前述（2）の法人等向けエクスポージャーと同様に扱われる（告示改正案65の2①）。一方、特定貸付債権向けエクスポージャーに格付が付されていない場合、RWは原則として100%である。ただし、運用段階以前のプロジェクト・ファイナンスのRWは130%である¹⁹（告示改正案65の2③～⑤）。

（7） 延滞エクスポージャー

現行告示では、元金又は利息の支払いが3カ月以上延滞しているエクスポージャーは「延滞エクスポージャー」とされ、個別貸倒引当金の引当率に応じて図表9のRWが適用される（現行告示71）。

告示改正案では、延滞エクスポージャーの範囲として、金融機能再生法における「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」（3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）等が含まれ、範囲が拡大される（適用されるRWは図表9と同じ）（告示改正案71）。

¹⁷ 脚注13参照。

¹⁸ ここでは、特定の債務に付与された格付（個別格付）を指す。債務者の一般的な債務返済能力に関する格付（債務者信用力格付）は該当しない。

¹⁹ 運用段階のプロジェクト・ファイナンスのRWは原則として100%だが、一定の要件を満たし、信用力が高いと認められる場合、80%とすることができる。

図表 9 延滞エクスポージャーの RW

エクスポージャー額に対する 個別貸倒引当金等の額の割合	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上
RW	150%	100%	50%

(出所) 現行告示を基に大和総研作成

(8) オフ・バランス取引の与信相当額の掛目

標準的手法採用行が一定のオフ・バランス取引を行う場合、与信相当額はその想定元本額に一定の掛目をかけた額をとされる(それに与信先のRWをかけた額が信用リスク・アセットとなる)。

オフ・バランス取引のうち、任意の時期に無条件で取り消し可能なコミットメントの掛目が、現行告示の0% (信用リスク・アセットは0) から、告示改正案では**10%**に引き上げられる(告示改正案78)。ただし、「内部モデルを用いない国内基準行」(後述)に対しては、コミットメントのうち、個人向けのクレジット・カードに係るものについては、掛目が図表10のように段階的に引き上げられる(附則11)。

図表 10 個人向けのクレジット・カードに係る掛目の段階的引き上げ

	2023/3/31 ~ 2024/3/30	2024/3/31 ~ 2025/3/30	2025/3/31 ~ 2026/3/30	2026/3/31 ~ 2027/3/30	2027/3/31 ~ 2028/3/30	2028/3/31 ~ 2029/3/30	2029/3/31 ~
原則	0%	2%	4%	6%	8%	10%	10%
改正告示の適用を1 年延期した場合	0%	0%	2%	4%	6%	8%	10%

(出所) 告示改正案を基に大和総研作成

改正告示の適用を1年延期した「内部モデルを用いない国内基準行」において、例えば、2025年3月31日時点(掛目は2%)で、ある個人向けのクレジット・カードの与信枠100万円のうちすでに40万円が引き出されている場合(残りの60万円は任意の時期に無条件で取り消し可能なコミットメント)、その個人のRWが45%(前述(4)参照)のとき、信用リスク・アセットは、 $(40万円 + 60万円 \times 2\%) \times 45\% = 18.54万円$ となる。

さらに、告示改正案では、以下の要件の全てを満たすコミットメントについては、与信相当額を算出する必要がない(信用リスク・アセットは0)とされている(告示改正案78③)。

- ①取引の相手方が法人等であること
- ②取引の契約の締結及び維持に当たって、手数料、利息その他これらに類する経費を受領していないこと
- ③取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること
- ④取引の相手方による信用供与枠の引出しに係る全ての権限を銀行が有していること
- ⑤取引の相手方による信用許与枠の引出しの承認に当たっては、③の申請の都度、当該相手方の信用力の評価を銀行が行っていること

4. 内部格付手法の見直し

(1) 概要

内部格付手法とは、信用リスク・アセットを、所定の算式に、銀行が推計したパラメータを代入して算出する手法である。パラメータには、デフォルト率 (PD)、デフォルト時損失率 (LGD)、デフォルト時エクスポージャー (EAD) があり、事業法人等向けエクスポージャーについて、PDのみを銀行が推計する手法 (LGD・EAD は自行で推計しない) を「基礎的内部格付手法」と、PDに加えて LGD・EAD も銀行が推計する手法を、「先進的内部格付手法」と呼ぶ。

告示改正案では、内部格付手法について主に以下の見直しがなされている。

- ①アセット・クラスごとの内部格付手法の適用
- ②一定のエクスポージャーに対する内部格付手法の利用制限
- ③パラメータの見直し
- ④スケーリング・ファクター (1.06 倍) の廃止
- ⑤資本フロアの導入 (後述 4. 参照)

(2) アセット・クラスごとの内部格付手法の適用

現行告示では、内部格付手法採用行は、原則として全てのエクスポージャーに内部格付手法を適用することが求められる (現行告示 146①)。

告示改正案では、内部格付手法採用行は、以下のアセット・クラスのうち内部格付手法が適さないと判断されるものに対しては、内部格付手法を適用しないこととされた (告示改正案 146②)。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ①ソブリン向けエクスポージャー | ⑥居住用不動産向けエクスポージャー |
| ②金融機関等向けエクスポージャー | ⑦適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー |
| ③事業法人向けエクスポージャー (※) | ⑧その他リテール向けエクスポージャー |
| ④特定貸付債権 | ⑨購入リテール向けエクスポージャー |
| ⑤購入事業法人等向けエクスポージャー | |

(※) 特定貸付債権及び購入債権を除く。

(3) 内部格付手法の利用制限

(ア) 株式等エクスポージャー

現行告示では、株式等エクスポージャーには内部格付手法が認められている (現行告示 166)。

告示改正案では、内部格付手法採用行でも、株式等エクスポージャーには内部格付手法は認められず、標準的手法と同様の方法 (原則として 250% の RW、投機的な非上場株式には 400% の RW を適用) で信用リスク・アセットを算出することとされた (告示改正案 166)。

ただし、経過措置により、改正告示の適用日 (2023 年 3 月 31 日) から 5 年間は、現行告示の

下で算出されたRWと、標準的手法の下で段階的に引き上げられるRW（前掲図表5の「原則」の欄）のうち、大きい方のRWを適用することができる（附則10②）。例えば、2024年3月31日時点で、ある上場株式会社について現行告示の下で算出されたRWが140%だった場合、標準的手法の下でのRWは130%のため（図表5参照）、これらのうち大きい方である140%のRWを適用できる。

（イ）一定の事業法人・金融機関向けエクスポージャー

現行告示では、先進的内部格付手法が適用される事業法人等向けエクスポージャーは、特段限定されていない。

告示改正案では、先進的内部格付手法採用行は、以下の事業法人・金融機関向けのエクスポージャーについては、LGD・EADの自行推計値を用いることが認められないとされ（告示改正案147②）、基礎的内部格付手法と同様の方法で信用リスク・アセットを算出することとなる。

①連結売上高（※）が500億円を超える事業法人

②金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者

（※）当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合、及び銀行が同一のグループに属するものとして管理している場合は、連結の売上高であって、直近3年間の平均値又は3年ごとに更新される直近の値。

（4）パラメータの見直し

現行告示では、PDの下限が0.03%に設定されている（現行告示155②）。告示改正案では、PDの下限が**0.05%**に引き上げられる（告示改正案155②）。

基礎的内部格付手法では、LGDは告示で定められる所定の値が適用される。事業法人向けエクスポージャー（劣後債権以外）のLGDは、現行告示では45%（現行告示156②）とされているが、告示改正案では**40%**に引き下げられる（告示改正案156②）（事業法人向けのシニア債権以外は変更なし）。

（5）スケーリング・ファクターの廃止

現行告示では、内部格付手法で信用リスク・アセットを算出する際、所定の算式で算出した信用リスク・アセットの額を1.06倍することが求められる²⁰（現行告示152）。告示改正案では、措置が廃止されている（告示改正案152）。

²⁰ バーゼルⅡ導入の際に、所要自己資本額がバーゼルⅠと同等になるように設けられた措置である。

5. 資本フロアの導入

(1) 原則的扱い

告示改正案では、「資本フロア」が導入され、内部格付手法等を使用した場合の自己資本比率の分母は、標準的手法等で算出した額の一定割合が下限とされる。具体的には、以下のいずれかに該当する銀行は、自己資本比率の分母が、後述の「標準的な手法」で算出した額の「一定割合」が下限となる（告示改正案 13、24、36、47）。

- ①信用リスク・アセットに係る内部格付手法採用行
- ②マーケット・リスク相当額に係る内部モデル方式採用行
- ③派生商品取引の与信相当額に係る期待エクスポージャー方式の承認を受けた、（信用リスク・アセットに係る）標準付手法採用行

上記の「一定割合」は、原則として **72.5%** である。ただし、2023年3月31日より前に内部格付手法の承認を受けていた銀行は、この「一定割合」は図表 11 のように段階的に引き上げられる（附則 5）。

図表 11 資本フロアの段階的引き上げ

2023/3/31～ 2024/3/30	2024/3/31～ 2025/3/30	2025/3/31～ 2026/3/30	2026/3/31～ 2027/3/30	2027/3/31～ 2028/3/30	2028/3/31～
50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

（出所）告示改正案を基に大和総研作成

上記の「標準的な手法」は、以下のリスクの区分に応じて定められた手法（複数の手法がある場合は、そのうちいずれかの手法）である。

- ①信用リスク：標準的手法（※）
- ②信用リスクのうち証券化エクスポージャー：外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式
- ③信用リスクのうちCVAリスク：BA-CVA（基礎的方式）、SA-CVA（標準的方式）、簡便法
- ④マーケット・リスク：標準的方式、簡易的方式
- ⑤オペレーショナル・リスク：標準的計測手法

（※）派生商品取引・長期決済期間取引の与信相当額は、SA-CCRにより算出する。

(2) 新たに内部格付手法の使用を開始した場合の扱い

現行告示において、標準的手法採用行が新たに内部格付手法の使用を開始した場合、その後2年間、内部格付手法で算出した信用リスク・アセットは、標準的手法で算出した信用リスク・アセットの一定割合（1年目は90%、2年目は80%）が下限とされている。

告示改正案でもほぼ同様の措置が設けられ、標準的手法採用行が新たに内部格付手法の使用を開始した場合、その日から2年間、自己資本比率の分母が「標準的な手法」（(1)と同様）で

算出した額の一定割合（1年目は90%、2年目は80%）が下限となる（告示改正案13②、24②、36②、47②）。この場合、（1）で述べた原則的扱いは適用されない。

6. 適用時期

告示改正案の適用時期は2023年3月31日とされている（附則1）。

ただし、「内部モデルを用いない国内基準行」は、1年間、改正告示の適用を延期し、2024年3月31日から適用することができる（附則2）。「内部モデルを用いない国内基準行」とは、以下の要件を全て満たす国内基準行が該当する。

- ①信用リスク・アセットの計算において（改正告示の下で）内部格付手法を使用していない。
- ②マーケット・リスク相当額の計算において（現行告示及び改正告示の下で）内部モデル方式を使用していない。
- ③オペレーショナル・リスク相当額の計算において（現行告示の下で）先進的計測手法を使用していない。
- ④CVAリスク相当額の計算において（改正告示の下で）SA-CVAを使用していない。
- ⑤以下の者の子会社でない。
 - (a) 国際統一基準行（銀行持株会社を含む）
 - (b) 内部格付手法採用行（銀行持株会社を含む）
 - (c) マーケット・リスク相当額の計算において（現行告示及び改正告示の下で）内部モデル方式を使用している銀行・銀行持株会社
 - (d) オペレーショナル・リスク相当額の計算において（現行告示の下で）先進的計測手法を使用している銀行・銀行持株会社
 - (e) 農林中央金庫
 - (f) 最終指定親会社（※）

（※）特別金融商品取引業者の親会社を指す。

7. 見直しによる自己資本比率への影響

（1）自己資本比率の水準

我が国の銀行のうち、全国銀行協会が自己資本比率の水準や算出手法等を公表している111行²¹の内訳は、2021年3月期では図表12の通りであり、標準的手法を採用している国内基準行が7割近くを占めている。

²¹ 都市銀行5行、地方銀行62行、第二地銀協地銀38行、信託銀行4行及び新生銀行、あおぞら銀行の合計111行。

図表 12 我が国の銀行の信用リスク算出手法等の内訳

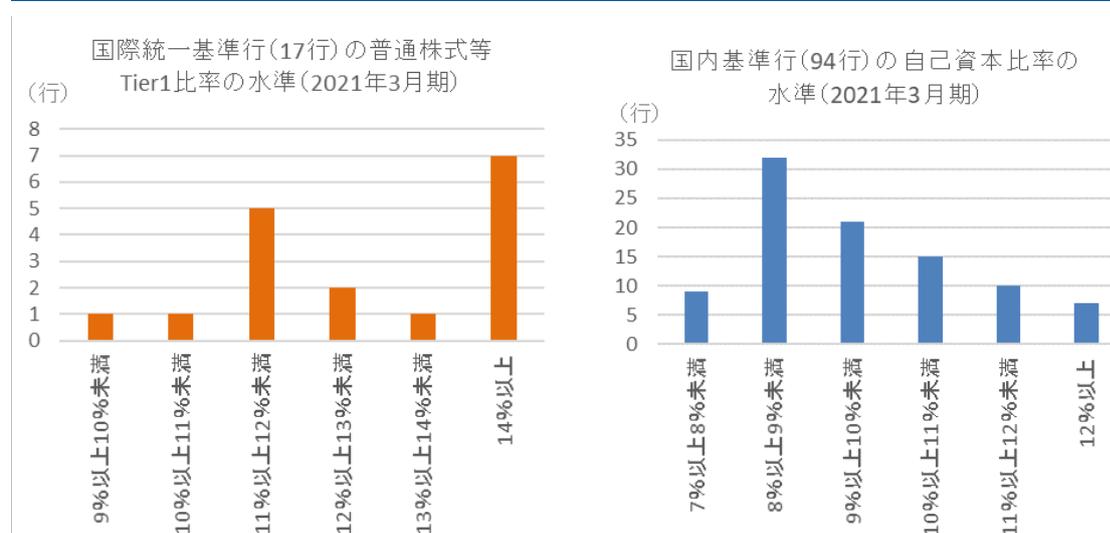
	先進的内部格付手法	基礎的内部格付手法	標準的手法
国際統一基準行	6行 (5.4%)	9行 (8.1%)	2行 (1.8%)
国内基準行	3行 (2.7%)	15行 (13.5%)	76行 (68.5%)

(注) カッコ内の数値は全行数 (111 行) に占める割合。

(出所) 全国銀行協会「銀行別諸比率表 (2020 年度)」より大和総研作成

また、各行の自己資本比率 (国際統一基準行は普通株式等 Tier1 比率) の水準は、2021 年 3 月期において図表 13 の通りである。国際統一基準行は、資本バッファーを含めた実際上の最低水準である 7% を、国内基準行は最低水準である 4% をいずれも大きく上回っている。

図表 13 各行の自己資本比率の水準 (2021 年 3 月期)



(出所) 全国銀行協会「銀行別諸比率表 (2020 年度)」より大和総研作成

(2) 自己資本比率の水準への影響

今回の見直しでは、株式の RW 引き上げの影響が注目されており、金融庁は、株式の RW 引き上げにより地域銀行の自己資本比率は平均で 0.31%pt 低下すると試算している。ただし、国内基準行の自己資本比率で最も低いものは 7.12% であり、株式の RW 引き上げにより最低水準の 4% を下回る可能性は高くないと予想される。

告示改正案による自己資本比率の水準への影響を検討すると、株式等の RW が引き上げられる一方、法人等向けエクスポージャーのうち中堅中小企業等向けエクスポージャー (無格付) 等は RW が引き下げられ、不動産関連エクスポージャーについては、LTV 比率により RW が引き下げられるものもある。ただし、LTV 比率は公表されておらず、不動産関連エクスポージャーの RW の見直しの影響を推計することは難しい。そこで、ここでは簡易的に、株式の RW 引き上げの影響と、中堅中小企業等向けエクスポージャー (無格付) の RW の引下げ (85%)²² の影響を比較す

²² 前述 3 (3) の通り、中堅中小企業等向けエクスポージャー (無格付) のうち一定の要件を満たすものは、75% (又は 45%) の RW を適用できるが、便宜的に原則的な RW の 85% を適用する場合について検討する。

る。

各行のディスクロージャー誌によると、標準的手法を採用している国内基準行では、株式のうち上場株式等が占める割合の中央値は 89.0%であった。また、法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、概ね、株式の信用リスク・アセットの 10 倍～40 倍であり、中央値は 20.2 倍であった。

そこで、株式のうち上場株式等が占める割合が 89.0%（残りは投機的な非上場株式）で、法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットが、株式の信用リスク・アセットの 20.2 倍である場合を想定する。法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットのうち中堅中小企業等向けエクスポージャー（無格付）が占める割合は、データが得られないため、20%、40%、60%、80%の場合について計算する。

この場合、株式の信用リスク・アセットを 100 とすると、株式の RW 引き上げにより、信用リスク・アセットは 166.5 増加する²³。一方、中堅中小企業等向けエクスポージャー（無格付）の RW 引下げにより、信用リスク・アセットは図表 14 の通り減少し²⁴、株式の RW 引き上げによる信用リスク・アセットの増加を相殺する。

図表 14 中堅中小企業等向け債権（無格付）による信用リスク・アセットの減少額

法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットのうち中堅中小企業等向けエクスポージャー（無格付）が占める割合	20%	40%	60%	80%
信用リスク・アセットの減少額（※）	60.6	121.2	181.8	242.4

（※）本文記載の前提条件の下で算出した額。

（出所）大和総研作成

これは、あくまで上記の前提の下での計算結果であり、実際の影響は各行の資産構成によって異なる。ただ、株式等の RW の引き上げによる信用リスク・アセットの増加（を通じた自己資本比率の水準の低下）は、他の資産の RW の引下げによって一定程度相殺されると予想され、特に、中堅中小企業等向け貸付に熱心に取り組んでいるほど相殺の効果は大きくなる。

（以上）

²³ 上場株式等（RW250%）が 89.0%で、投機的な非上場株式（RW400%）が 11.0%の場合、RW の加重平均は、 $250\% \times 89.0\% + 400\% \times 11.0\% = 266.5\%$ となり、現行の RW（100%）から 166.5%pt 上昇するため、信用リスク・アセットは $100 \times 166.5\% = 166.5$ 増加する。

²⁴ 法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットのうち中堅中小企業等向けエクスポージャー（無格付）が占める割合が 20%の場合、中堅中小企業等向け債権の信用リスク・アセットは、 $100 \times 20.2 \times 20\% = 404$ で、RW が現行の 100%から 85%に 15%pt 低下するので、信用リスク・アセットは $404 \times 15\% = 60.6$ 減少する（上記割合が 40%、60%、80%の場合も同様に計算）。